

官報 号外

昭和六十二年五月二十六日

○第百八回 衆議院會議録 第二十二号

昭和六十二年五月二十六日(火曜日)

議事日程 第二十号

昭和六十二年五月二十六日

午後一時開議

- 第一 郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

広瀬秀吉君の故議員森山欽司君に対する追悼演説

- 日程第一 郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第三 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十二号 議員森山欽司君逝去につき弔詞贈呈の報告

職の地方公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
刑事確定訴訟記録法案(内閣提出、参議院送付)

午後一時二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) 御報告いたすことがあります。

議員森山欽司君は、去る二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において昨二十五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに社会労働委員長建設委員長の要職につき、また再度国務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等森山欽司君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

故議員森山欽司君に対する追悼演説

○議長(原健三郎君) この際、弔意を表するたため、広瀬秀吉君から発言を求められております。これを許します。広瀬秀吉君。

〔広瀬秀吉君登壇〕

○広瀬秀吉君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員森山欽司先生は、去る五月二日山梨県河口湖町の休養先において急逝されました。

まさに青天のへきれきであり、私は、しばし電撃に打たれたごとく茫然として言葉を失った思いでありました。折しも、参議院議員の眞弓夫人は、中米のニカラグアにおける列国議会同盟会議に出張中の忽然の訃報でありまして、「私がそばにいてやれなかったことが悔やんでも悔やみ切れません」と語られる御夫人の胸中を思うとき、私は、お慰めする言葉もなく、ひたすら悲しみに打たれるばかりでございます。

森山先生は、政治家としては私の大先輩であり、また、政策、政党も異にしておりますが、願

みれば、遠く昭和十七年二月一日、太平洋戦争の開戦に伴う学徒出陣第一号として同じ部隊に入隊し、短期間ながらいわば同じかまの飯を食べた戦友でありました。その後、ともに政治の道を歩むようになり、同じ選挙区でライバル同士として選挙戦を戦うこと十一回、殊に最近、衆議院ブルガリア友好議員連盟の先生が会長、私が副会長という関係などもございまして、長い間親しくおつき合いをさせていただいた次第であります。

森山先生は、政治家としては妥協を許さない一徹な方でありましたが、一人間としては本心に純粋で、信義を重んじ信義に厚い方でありまして、私は、常々心から敬愛の念を抱いてまいりました。

ここに、諸君の御同意を得、私が議員一同を代表して先生に対して哀悼の言葉を述べることには、まさに感慨無量なものがあります。

森山先生は、大正六年一月十日、栃木県今市市にお生まれになりました。御尊父は有為の弁護士として活躍をされておりましたが、そのすぐれた資質を受け継がれた先生は、長じて東京府立第一中学校から旧制静岡高等学校を経て東京帝国大学法学部に進み、在学中に高等文官試験の外交、行政の両科に合格されました。そして、昭和十六年十二月大学を卒業するとともに、外務省に入られたのであります。入省後間もなく臨時現役兵として終戦まで軍務につかれました。我が国が敗戦を迎えるや、先生は外務省に復帰され、終戦連絡中央事務局の連絡官としてGHQとの折衝に当たられました。占領軍からの次々に不当とも思えるような重なる要求の押しつけ、そういうものに敗戦国の悲劇を身をもって痛感されたようでありました。

それにも増して、焦土と化し、窮乏にあえぐ日本の現実を直視された先生は、我が祖国を平和的手段をもって国際的に名誉ある地位に再建しなければならぬ、そういう情熱に駆られて、エリート外交官の道を深くなげうって国政に挺身す

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十二号 故議員森山欽司君に対する追悼演説

る決意を固められたのであります。時に弱冠二十九歳でありました。

そして、昭和二十一年四月に行われました衆議院議員総選挙に勇躍立候補いたしました。文字どおり一貫、徒手空拳の青年に現実はいかにも厳しく、奮戦もむなしく苦杯を喫し、続く昭和二十二年四月の総選挙においても再度敗退を余儀なくされました。しかしながら、先生の志はいよいよよかた、若き情熱は一大炬火となって燃え上がり、昭和二十四年一月の第二十四回衆議院議員総選挙に三たび挑戦して、選挙民の圧倒的支持を獲得し、見事初当選の栄に輝きました。(拍手)ついに三十二歳の青年代議士森山欽司先生の誕生を見たのであります。

先生が本院に初めて議席を占められた当時の我が国は、なお厳しい窮乏と混乱の中にあり、働くに職なく、職にある人もまた劣悪な労働条件のもとで苦しみ、戦後の経済復興政策の中で、労働問題こそ我が国の深刻かつ喫緊の政治課題でありました。そういう状況を目の当たりにした先生は、ヒューマニスティックな使命感と若い情熱に燃え、直ちに労働問題に取り組まれました。

当時の不安定な社会経済情勢を反映し、労使紛争は頻発し、また激しいものでありましたが、先生は、幾多の試練に遭遇しながらも、健全な労使関係の育成と確立なくして民主主義は定着しない、こういう信念をもって常に精魂を傾けて対処してこられたのであります。この時代こそ後年の政治家森山先生を形成する大きな素地となったものと信じます。

先生は、昭和三十二年と昭和四十六年に再度本院の社会労働委員長に就任されました。また、自由民主党においても、労働問題調査会長を初めとして終始労働部門で活躍をされておられます。この間、先生は、労使紛争の調整解決や人事院勧告、仲裁裁定の完全実施等健全な労使関係の確立のため多大の貢献をされ、労働問題に関する先生の業績は数限りなく、その言動は常に

重きをなしていたのであります。

また、栃木県の足尾銅山など金属鉱山や石炭鉱山に多発しておりました肺病の対策としてけい肺立法を実現させましたが、これは我が国職業病対策の嚆矢として画期的なものでありまして、先生を語るときに忘れてはならない大きな業績と申せましょう。(拍手)

時に、先生の労働政策を「労働タカ派」と評する人もありますが、「世の中には、自分の得にならなくても国家国民のために大事なことがある。それと真剣に取り組むのが政治家の本務ではないか」というかたいいちの信念に立脚した先生の真摯なステーツマンシップ、政治姿勢には、何人といえども惜しみない評価と敬意を払うでございましょう。(拍手)

申すまでもなく、先生は、労働の分野のみならず、国政の各般にわたって活躍されております。本院においては昭和四十年に建設委員長に就かれ、内閣においては昭和四十八年に第二次田中内閣の科学技術庁長官、昭和五十三年には第一次大平内閣の運輸大臣の重任に当たられました。

科学技術庁長官在任中、原子力船「むつ」の放射線漏れ事故が発生した際、先生は、直ちに放射線障害防止対策要綱の策定や放射線障害防止中央協議会の設立など矢張り早に的確な対応をとられ、原子力安全対策の強化確立に万全を期せられました。これは今なお記憶に新たなところであります。

また、運輸大臣としては、国鉄職員の合理化計画、いわゆる三十五万人体制の策定という難問に当たられました。その過程において労働側の率直な意見にも真摯に耳を傾けられました。労使の協調のために心血を注ぎ御苦労を重ねられたことを、私も渦中の一人としてよく承知をいたしております。

さらに、先生は、自由民主党にあって幹事長代理、総務会副会長等の要職を歴任し、党務の処理に、また、政策決定に大きな役割を果たしてまいりました。郷土の発展のためにも終始一貫献身

的な努力を払ってこられました。

とりわけ、栃木県藤原町と福島県会津を結ぶ野岩鉄道会津鬼怒川線建設は、地元民百年の悲願でありました。先生は、野岩鉄道完成促進協議会議員連盟の会長として献身的に御尽力されまして、昨年十月、長年にわたるその努力が見事第三セクターとして同線の開通となって実りました。その会津鬼怒川線は、地元の人たちの生活上の利便はもとより、多くの観光客によって開通以来大盛況を続けていたのでありまして、先生の地元に残された最大の遺産として森山欽司の名とともに永遠に語り継がれていくことでありましょう。(拍手)

かくして、先生は、本院議員に当選すること十三回、在職三十四年二カ月の長きに及び、さきに永年在職議員として院議による表彰を受けられました。この間、政党政治の確立と国政の進展に貢献された功績は、まことに偉大なるものであります。

思うに、森山先生は、純粋なまでの潔癖さといふるばかりの正義感を持ってみずから政治信条を貫き通された信念の政治家でありました。その妥協を許さない頑固なまでの一徹さと歯にきぬ着せぬ言動から、ぶこつで近寄りたがたい印象を与えておりましたが、一面、「モリキンさん」の愛称で親しまれておりましたように、先生は、人一倍律儀で情義に厚く涙もろい人情家でもありまして、接する人を深く魅了するところがあったのであります。私は、そういう先生の人間性にこそ森山政治の本領があったと確信するものであります。

(拍手) 先生は、私生活においては動物を愛し、特に犬を大変かわいがられました。また、ゴルフを楽しまはか、カメラと切手の収集を趣味として政治生活の厳しさをいやし、心の和らぎを求め、明日へのエネルギーとされていたようでありましたが、それは趣味の域を超えた本格的なものであり、同好者のみならず専門家の高く評価するところであったように聞いております。

一六九〇

森山先生は、昭和二十四年の初当選の際、結婚された眞弓夫人とともに立派な理想的な家庭を建設されました。特にこの七年有余、「おしどり議員」としてその仲むつまじさはつとに人にもうらやむところでごさいます。先生は人前でもごく自然に「眞弓、眞弓」と奥様の名前を連発され、その愛妻家ぶりは、はた目にも本心に美しく、ほほ笑ましく映ったところでごさいます。

森山先生御夫妻は、十四年前、当時十六歳だった一人の御長男太郎君を柔道の試合中の事故で亡くされましたが、時に御夫人が太郎君を思い出して涙を見せると、先生は「泣かないで、僕も泣きたくなるから」と優しく慰められたとのことでありました。人一倍子煩悩だった先生の当時の御悲嘆のほどがしのばれるのであります。その先生も今や亡く、天上において愛恩太郎君との再会の日々を楽しみ送っておられるのであります。

先生は、このたび勲一等旭日大綬章を受章されることになり、この上ない光栄と感激しつつ五月八日の親授式をこよなく楽しみにしておられたのであります。しかるに、その日を待たず、天は無情にも先生を奪い去っていかれました。どうしてせめて旬日の命を与えてくれなかったものであります。まことに哀惜痛恨のきわみであります。

現下、我が国は世界的な視野に立って内政、外交を展開すべき重大な時期に直面しております。このときに当たり、豊かな識見とすぐれた洞察力を兼ね備えられた政治家森山先生を失いましたことは、ひとり自由民主党のみならず、本院にとりましても、国家にとりましてもまことに大きな損失であり、惜しみてなお余りあるものがあります。

ここに、森山欽司先生の生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。(拍手)

日程第一 郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 日程第一、郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長深谷隆司君。

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔深谷隆司君登壇〕

○深谷隆司君 ただいま議題となりました法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便の利用者に対するサービスの向上を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、まず、郵便法の一部改正では、商品の広告等のため大量に差し出される広告郵便物については、郵便番号ごとの区分差し出し、後回し処理等の条件のもとで、最高三〇%までの料金割引をすることができると、後納郵便料金については、金融機関の預貯金口座からの振替の方法により納付することができること等であります。

次に、お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正では、題名を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改めることとするほか、くじ引番号付きの郵便切手を発行することができることとしております。

本案は、五月二十二日参議院から送付され、昨二十五日清沢郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

〔拍手〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 日程第二、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、日程第三、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長玉沢一郎君。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

○玉沢一郎君 ただいま議題となりました二法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最初に、両案の内容について申し上げます。

まず、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における林業をめぐり諸情勢の変化に対処して、林業経営を改善するため、農林漁業金融公庫が林業経営改善計画の認定を受けた者に対して行う造林資金の貸し付けについて、その償還期限を四十五年以内から三十五年以内に、据置期間を二十五年以内から三十五年以内に、それぞれ十年間延長しようとするものであります。

次に、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案は、最近における森林及び林業をめぐり諸情勢の変化にかんがみ、森林組合制度の改善強化を図るため、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲を拡大するとともに、森林組合による森林施業の共同化の推進、森林組合の合併の促進等のための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る五月二十二日参議院より送付されたものでありまして、委員会におきましては、同日加藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨五月二十五日一括して質疑に入り、同日質疑を終局いたしました。

次いで、採決を行いましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長石橋一弥君。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

○石橋一弥君 ただいま議題となりました外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の主な内容について申し上げます。

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十二号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案 刑事確定訴訟記録法案 一六九二

第一に、任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との合意等に基づきまたは外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関等の業務に従事させるため、条例で職員を派遣することができること、

第二に、派遣職員は、派遣期間中、職員としての職を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰すること、

第三に、派遣職員の業務上の災害については、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償及び地方公務員等共済組合法による給付を行うこと、

第四に、派遣職員の給与及び旅費の支給については、国家公務員のこれらに関する事項を基準として条例で定めること、

第五に、派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失ふることのないよう適切な配慮が加えられなければならないこととしておきます。

本案は、五月二十二日参議院から本院に送附され、同日本委員会に付託されたものであります。本委員会におきましては、本日葉梨自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、質疑を終了いたしました。

次いで、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

した。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、刑事確定訴訟記録法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

刑事確定訴訟記録法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 刑事確定訴訟記録法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長大塚雄司君。

刑事確定訴訟記録法案及び同報告書

「本号末尾に掲載」

第三に、保管記録及び再審保存記録について、閲覧に関する手続を定めるものとする。

第四に、再審保存記録としての保存の請求または保管記録もしくは再審保存記録の閲覧の請求に対する検察官の処分不服のあるものは、裁判所にその処分の取り消しまたは変更を請求することができるものとする。

第五に、法務大臣は、保管記録または再審保存記録について、保管期間または保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存し、学術研究等のため必要があると認める場合には、これを閲覧させることができるものとする。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十日同院において原案のとおり可決し、本院に送附されたものであります。

委員会においては、去る二十二日提案理由の説明を聴取し、本日審査を行い、これを終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席国務大臣 法務大臣 遠藤 要君

農林水産大臣 加藤 六月君

郵政大臣 唐沢俊二郎君

自治大臣 葉梨 信行君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る二十二日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

アジア太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八條、第十七條、第十九條及び第二十一條の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三條の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四條及び第二十五條の改正の受諾について承認を求めるの件

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

総合保養地域整備法

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る二十二日、本院は、公正取引委員会委員に佐藤徳太郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、公費等調整委員会委員長に勝見嘉美君を、同委員に而家正起君及び山本宜正君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、土地鑑定委員会委員に新井清光君、幾代通君、枝村利一君、大神三千雄君、久保田誠三君、小林忠雄君及び中村友治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、中央更生保護審査会委員長に石原一彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

恩給法等の一部を改正する法律

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件

一、昨二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵政官署における国債等の募集の取扱等に関する法律

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

農林漁業信用基金法

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律

民間都市開発の推進に関する特別措置法

一、昨二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和五十九年度一般会計予備費使用用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十九年度特別会計予備費使用用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十九年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予備費使用用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十九年度特別会計予算総則第十二條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第十三條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第十四條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第十五條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第十六條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第十七條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第十八條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第十九條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十一條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十二條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十三條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十四條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十五條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十六條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十七條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十八條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第二十九條に基づき経費増額総調書

昭和五十九年度一般会計予算総則第三十條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予備費使用用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和六十年年度特別会計予備費使用用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十二條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十三條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十四條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十五條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十六條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十七條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十八條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第十九條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十一條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十二條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十三條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十四條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十五條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十六條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十七條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十八條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第二十九條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十一條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十二條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十三條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十四條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十五條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十六條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十七條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十八條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第三十九條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第四十條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第四十一條に基づき経費増額総調書

昭和六十年年度一般会計予算総則第四十二條に基づき経費増額総調書

戸沢 政方君 小川 元君

中山 成彬君 大原 一三君

野呂 昭彦君 加藤 紘一君

三原 朝彦君 稲葉 修君

稲葉 修君 三原 朝彦君

小川 元君 戸沢 政方君

大坪健一郎君 高橋 一郎君

大原 一三君 中山 成彬君

加藤 紘一君 野呂 昭彦君

河本 敏夫君 古賀 誠君

中村喜四郎君 片岡 武司君

農林水産委員 補欠

大原 一三君 前田 武志君

森下 元晴君 遠藤 武彦君

遠藤 武彦君 森下 元晴君

前田 武志君 大原 一三君

商事委員 補欠

小川 元君 二田 孝治君

大坪健一郎君 柳沢 伯夫君

宮下 創平君 野田 毅君

野田 毅君 宮下 創平君

二田 孝治君 小川 元君

柳沢 伯夫君 大坪健一郎君

運輸委員 補欠

村上 弘君 辻 第一君

村上 弘君 辻 第一君

建設委員 補欠

中村喜四郎君 与謝野 馨君

浜田 幸一君 鈴木 宗男君

鈴木 宗男君 浜田 幸一君

与謝野 馨君 中村喜四郎君

辻 第一君 村上 弘君

村上 弘君 辻 第一君

辻 第一君

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

通信委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

法第一六号

海洋開発委員会設置法案(員沼次郎君外二名提出、衆法第一七号)

以上二件 科学技術委員会 付託

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国際開発協力基本法案(中西珠子君外二名提出、参法第三号)(予)

戦時災害援護法案(浜本万三君外三名提出、参法第四号)(予)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

関西文化学術研究都市建設促進法案

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

刑法等の一部を改正する法律案

国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出)

海洋開発委員会設置法案(員沼次郎君外二名提出、衆法第一七号)

以上二件 科学技術委員会 付託

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国際開発協力基本法案(中西珠子君外二名提出、参法第三号)(予)

戦時災害援護法案(浜本万三君外三名提出、参法第四号)(予)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

関西文化学術研究都市建設促進法案

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

刑法等の一部を改正する法律案

国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出)

海洋開発委員会設置法案(員沼次郎君外二名提出、衆法第一七号)

法第一七号

海洋開発委員会設置法案(員沼次郎君外二名提出、衆法第一七号)

以上二件 科学技術委員会 付託

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国際開発協力基本法案(中西珠子君外二名提出、参法第三号)(予)

戦時災害援護法案(浜本万三君外三名提出、参法第四号)(予)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

関西文化学術研究都市建設促進法案

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

刑法等の一部を改正する法律案

国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出)

海洋開発委員会設置法案(員沼次郎君外二名提出、衆法第一七号)

以上二件 科学技術委員会 付託

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国際開発協力基本法案(中西珠子君外二名提出、参法第三号)(予)

戦時災害援護法案(浜本万三君外三名提出、参法第四号)(予)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

関西文化学術研究都市建設促進法案

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

刑法等の一部を改正する法律案

国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出)

海洋開発委員会設置法案(員沼次郎君外二名提出、衆法第一七号)

案を可決した旨の通知書を受領した。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
一、去る二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

一、去る二十二日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

一、昨二十五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案
医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

法律案

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案
農林漁業信用基金法案
治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法案
一、昨二十五日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和五十九年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和六十年年度特別会計予算総則第十二條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和六十年年度特別会計予算総則第十二條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

（審判通知書受領）
一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員永井孝信君提出第一学習社の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十二年六月

月十三日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日
参議院議長 藤田 正明
衆議院議長 原 健三郎殿

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

（郵便法の一部改正）
第一条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七條の三中「除く」及び「いう」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金に

ついては、その合計額につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十二号 郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 一六九六

第四十三条第二項に次のただし書を加える。
ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条(取集料) 前条の規定により郵便差出箱を私設する者は、省令で定める額の私設郵便差出箱の取集料を省令の定めるところにより納付しなければならない。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除
第五十七條第二項及び第五十八條第四項第二号中「代金引換」を削る。

第九十五條中「第二十七條の三」を「第二十七條の三第一項に」とするを、同条第三項中「第二十一條第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは「第九十三條第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」とするに改める。

(お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正)

第二条 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お年玉付郵便葉書等に関する法律

第一条の見出しを「(お年玉付郵便葉書等の発行)」に改め、同条第一項中「(以下「お年玉等付郵便葉書」と又は郵便切手(以下「お年玉付郵便葉書等」に改め、同条第二項中「お年玉等付郵便葉書の料額印面」を「同項の郵便葉書の料額印面又は同項の郵便切手」に、「お年玉等付郵便葉書の発行総額」を「お年玉付郵便葉書等の発行総額」に改める。

第二条中「お年玉等付郵便葉書」を「お年玉付

郵便葉書等」に改める。

第三条第一項中「お年玉等付郵便葉書」を「同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物の」に、「お年玉等付郵便葉書が配達されなかつたときは、その」を「同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該郵便切手が、汚染し、又はき損されていなくても、その料金は、これを消印し、当該郵便切手に表された金額に相当する額の料金を表す郵便切手とともに受取人に交付する。

第五条第一項中「(お年玉等付郵便葉書を含む。又は郵便切手(以下「お年玉等付郵便葉書等」を含む。に改め、同条第三項ただし書中「お年玉等付郵便葉書」を「お年玉付郵便葉書等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中郵便法第二十七條の三、第三十八條第三号及び第九十五條の改正規定は同年十月一日から、第二条及び附則第三項の規定は昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

3 簡易郵便局法等の一部改正

次に掲げる法律の規定中「お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改める。

一 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第十條第一項

二 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律(昭和四十七年法律第七号)第二条
三 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第二十八号)第三条

郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 郵便法の一部改正

(一) 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例の範囲の拡大

内容が、専ら商品の広告等を目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められた第一種郵便物又は第二種郵便物で、省令で定める差出し等に関する条件を具備するものの料金については、同時に差し出されたものの料金の合計額又は一定の期間内に料金後納として一定の数量以上差し出されたものの料金の総計額につき、それぞれの合計額又は総計額の百分の三十に相当する額を超えない範囲内において、これらを減額することができるとすること。

(二) 郵便に関する料金の口座振替による納付方法の実施
郵便に関する料金は、その納付が確実と認められる場合等一定の場合に、金融機関の預金口座又は貯金口座からの振替の方法により納付することができるとすること。

と。

(三) 代金引換制度の改善
書留としない郵便物についても、代金引換とすることができることにすること。

(四) その他

(1) あて名変更料及び取戻し料の納付の改善
あて名変更料及び取戻し料について、省令で定める場合には、納付を要しないことにすること。

(2) 郵便私書箱の使用料の廃止
郵便私書箱の使用料を廃止することとする。

2 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正
(一) 題名の改正
題名を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改めることにすること。

(二) くじ番号付きの郵便切手の発行
くじ番号付きの郵便切手を発行することができるとすること。

3 施行期日等
(一) その他所要の規定の整備を行うことにすること。

(二) この法律は、昭和六十二年七月一日から施行することとする。ただし、1の(一)は同年十月一日から、2は昭和六十三年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由
本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和六十二年五月二十五日

衆議院議長 原 健三郎殿
通信委員長 深谷 隆司

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律

林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「四十五年以内及び二十五年」を「五十五年以内及び三十五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業経営を改善するため、農林漁業金融公庫が林業経営改善計画の認定を受けた者に対し造林資金の貸付けを行う場合に定める貸付金の償還期限及び据置期間を、それぞれ四十五年以内及び二十五年以内からそれぞれ五十五年以内及び三十五年以内に延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、最近における材価の低迷、林業諸経費の増高等林業をめぐる厳しい情勢に対処して、森林整備の推進、林業生産活動の活性化を図るための措置として妥当と認め、原案のとおり、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十二年五月二十六日 衆議院会議録第二十二号

昭和六十二年五月二十五日

農林水産委員長 玉沢徳一郎

衆議院議長 原 健三郎殿

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

(森林組合法の一部改正)

第一条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号及び第二号中「林業」の下に「その他の事業又はその生活を加え、同項第三号中「販売の下に(当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売却を含む。を)を加え、同項第九号中「加工の下に(食用きのこのその他の林産物の生産を含む。を加える。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産省令で定める従たる事務について、信託契約に定める範囲内において委託する場合は、この限りでない。

第十四条中「から第二十六条まで」を「第二十五条、第二十六条第一項及び第二項前段に、及び」を並びにに改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(共同施業規程)

第二十五条の二 第九条第一項第二号及び同条第二項第六号に掲げる事業を行う組合は、定款で定めるところにより、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林

(組合の地区内にあるものに限る。以下この条において「整備森林」という。)の整備を促進するため、整備森林に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程(以下「共同施業規程」という。)を定めることができる。

2 共同施業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 前項の協定の基本となるべき次に掲げる事項
イ 整備森林の設定に関する事項
ロ 整備森林の区域内の森林について行う施業の共同化の基準となるべき事項
二 組合が委託を受けて行う森林の施業に関する事項

3 一回の森林に係る森林所有者である組合員(組合員以外の第九条第九項に掲げる森林所有者を含む。)が、当該森林について行う施業の共同化に関する事項を内容とする協定を締結し、当該協定の定めるところに従つた施業につきその委託を申し出た場合において、当該協定が共同施業規程に即していること認められるときは、組合は、正当な理由がないのに、その受託を拒んではならない。

4 前項の規定による申出があつた場合において、当該協定の対象となつていない森林以外の森林に係る組合員その他の森林所有者(国及び地方公共団体を除く。)がその森林について協定に参加することが共同施業規程に即した森林施業の共同化を図るために必要であると認められるときは、組合は、その者に対し協定に参加するよう勧奨することができる。

第二十七条第一項第三号中「掲げる者」の下に「又は組合」を加える。
第四十六条第一項中「林地処分事業実施規程」の下に「共同施業規程」を加える。
第五十五条第一項中「及び林地処分事業実施規程」を「林地処分事業実施規程及び共同施業規程」を、林地処分事業実施規程及び共同施業

規程」に改める。

第六十一条第一項第二号中「又は林地処分事業実施規程」を「林地処分事業実施規程又は共同施業規程」に改める。

第六十五条第五項中「規定」の下に「(第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項の規定を除く。を加え、同条第六項中「及び解散又は合併の議決」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 総代会において組合の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、定款で定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く。)の投票に付さなければならない。

2 前項の規定による投票には、第三十一条第一項並びに第四十四条第四項本文、第五項及び第七項の規定を準用する。

第八十三条第六項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、総代会において解散の決議があり、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、前二項の規定を準用する。

第八十四条第一項中「各組合の」を「各組合につき、その」に、「議決しなければならぬ」を「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五条の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならぬ」に改める。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十三号 森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案及び同報告書

らないに改める。

第百条第二項中「第六十七条まで」を「第六十五条まで、第六十六條、第六十七條」に改め、同条第四項中第八十三條第一項から第五項までを「第八十三條(第四項及び第七項を除く。以下「第八十三條第四項」を「第八十三條第五項」に、「五人未満」を「五人未満」と、第八十四條第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならない」とあるのは「議決しなければならない」に改める。

第百一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 所屬員の委託を受けて行つ森林の施業又は経営

第百一条第一項第五号中「販売」の下に「当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売却を含む。」を加え、同項第十一号中「加工」の下に「食用きのこのその他の林産物の生産を含む。」を加え、同条第五項中「割引をし、」の下に「国、地方公共団体若しくは」を加える。

第百七条第一号中「信託規程」の下に「及び共同施業規程」を加える。

第百九条第五項中「第八十三條」を「第八十三條(第四項を除く。及び第八十四條」に、「第八十三條第四項」を「第八十三條第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第百二十条第一項中「二十万円」を「百万円」に改める。

第百二十二条第一項第十六号中「第八十三條第五項」を「第八十三條第六項」に改める。

(森林組合合併助成法の一部改正)

第二条 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「まで及び」を「まで」に改め、

「昭和五十八年三月三十一日まで」の下に「及び森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の日から昭和六十七年三月三十一日まで」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの若しくは」に、「受けたものの合併により」を「受けたもの又は青色申告書を提出する森林組合(清算中のものを除く。以下「森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号。以下「昭和六十二年法律第 号」という。)の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二

条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けたものの合併により」に改める。

附則第十八条第七項後段中「場合の下に」及び青色申告書を提出する森林組合(清算中のものを除く。以下「昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三条第十六項中「又は」を「若しくは」に改め、「権利」の下に「又は森林組合が昭和六十二年法律第 号の施行の日から昭和六十七年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

の日後に当該認定を受けて合併をする場合に於ける当該合併後存続する森林組合若しくは当該合併により設立した森林組合が当該合併により取得する不動産の権利」を加える。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合制度の改善強化を図るため、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大を図るとともに、森林組合による森林施業の共同化の推進、森林組合の合併

の促進等のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 森林組合の機能を強化するため、森林組合による資金の貸付け及び物資の供給の対象についてその範囲を拡大するとともに、新たに組合員の生産した木材の需要増進のための建物等の建設及び売渡しの事業並びに組合員の就業の場を確保するための食用きのこの等の生産を行う事業を行い得ること等とする。

2 森林の適正かつ効率的な整備を推進するため、森林組合は組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程を定めることができるものとするとともに、その効力等に関し所要の規定を設けること。

3 森林組合の管理運営の円滑化を図るため、森林組合の行う信託事業の事務の一部を再委託できる規定を設けるとともに、森林組合が出資する団体に准組合員資格を付与すること等の措置を講ずること。

4 森林組合の組織経営基盤を強化するため、森林組合の合併を促進することとし、合併しようとする森林組合が合併及び事業経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を昭和六十七年三月三十一日までとする。

5 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、森林組合の機能の充実と組織の強化を図る措置として、妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和六十二年五月二十五日

農林水産委員長 玉沢徳一郎

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に当たり、最近における我が国森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、地域林業の中核的担い手としての森林組合の組織経営基盤を強化するため、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 森林・林業・林産物の活性化を図るため、国産材をベースとした木材需要の拡大を図るとともに、木材貿易をめぐる国際情勢等を勘案し、需要動向に見合った秩序ある木材の輸入を図るための方策を講ずること。

二 間伐対策についてはその緊急性にかんがみ、引き続き森林組合等が行う間伐事業に必要な施設の整備、間伐材の需要開発等に努めること。

三 林業後継者の育成を図るため、地域社会との連携を強化しつつ、学習研究体制の整備、グループ活動の活性化、その他有効な施策を充実すること。

四 今後、森林組合の果たす役割が一層重要となることにかんがみ、地域振興のリーダーとなりうる森林組合役員の人材確保、技術向上等に必要なる教育、指導の推進による技術者の養成に努めること。

五 林業労働者を確保するため、雇用の安定、労働条件の改善及び労働安全衛生の確保を図るとともに、森林組合作業班の育成強化、社会保障制度の充実、福利厚生施設の増強に努めること。

六 森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大に伴い、その事業の実施に当たっては、関係事業者との協調・連携の下に、地域一体となつた取組みが円滑に展開されるようその指導に努めること。

七 森林災害共済については、林業経営の安定化を図るといふ観点から、対象森林の構造変化、災害の多発等の不安定要因を考慮し、将来の課題である森林国営保険との一元化を含めた長期的展望を踏まえつつ、経営及び仕組みのあり方について早急に検討を行うとともに、共済加入の拡大と健全な運営を図ること。

八 森林組合の合併を促進するに当たっては、組合員の意志を尊重し、組合の実態、地域の実情に即した合併が行われるよう指導に努めること。

右決議する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十二日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律 (趣旨)

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等に派遣される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

一 外国の地方公共団体の機関

二 外国政府の機関

三 我が国が加盟している国際機関

四 前三号に準ずる機関で、条例で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合に、当該職員の同意を得なければならぬ。

(派遣職員の職等)

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、派遣された時就いていた職又は派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

い。

第四条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第五条 派遣職員に関する地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る地方公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第二条第四項から第十項までの規定にかかわらず、自治省令で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、地方公務員災害補償法の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、地方公務員災害補償基金は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行わない。

第六条 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十二号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案及び同報告書 刑事確定 一七〇〇

の機関等から補償が行われることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する地方公務員災害補償法の規定による補償が行われないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

(派遣職員に給与等)

第七条 派遣職員は派遣の期間中の給与及び派遣職員が派遣の終了後派遣先の業務上の負傷又は疾病に起因して、当該負傷若しくは疾病に係る療養のため若しくは当該疾病に係る就業禁止の措置により勤務しないとき、又は地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときの当該勤務しない期間又は休職の期間中の給与、派遣職員が退職したときの退職手当並びに派遣職員に対する旅費の支給については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第二条第一項の規定により派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとする。

(派遣職員の復職時における処遇)

第八条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から

施行する。

(経過措置)

第二条 第二条第一項の規定に基づく条例の施行の際、現に地方公務員法第二十七条第二項の規定に基づく条例の定めるところにより休職にされ、又は同法第三十五条の規定に基づく条例の定めるところにより職務に専念する義務を免除されている職員であつて、第二条第一項各号に掲げる機関の業務に従事しているものは、条例で定めるところにより、同項の規定に基づく条例の施行の日には派遣職員となるものとする。ことができる。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百三十九条を次のように改める。

(派遣職員についての特例)

第百三十九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項の規定により派遣された職員である組合員に対する第四章及び第六章の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定給料」とする。

第百四十二条第二項の表第百三十八条の項の次に次のように加える。

第百三十九条

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書 議案の目的及び要旨

1 任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との合意等に基づき又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で職員を派遣することができるとすること。

2 派遣職員は、派遣期間中、職員としての職を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰するものとする。

3 派遣職員の業務上の災害については、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償及び地方公務員等共済組合法による給付を行うものとする。とともに、その給付の額の算定の基礎となる給料について特例を設けるものとする。

4 派遣職員の給与及び旅費の支給については、国際機関等に派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として、条例で定めるものとする。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第二条第一項

5 派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならないものとする。

6 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行するものとし、施行の際現に休職又は職務専念義務を免除され、外国の地方公共団体の機関等の業務に従事している職員について、条例で経過措置を講ずることができるとすること。

二 議案の可決理由

国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関等の業務に従事するために派遣される一般職の地方公務員の処遇等について定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

昭和六十二年五月二十六日

衆議院議長 原 健三郎殿 地方行政委員長 石橋 一弥

刑事確定訴訟記録法案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和六十二年五月二十日 衆議院議長 藤田 正明 参議院議長 原 健三郎殿

刑事確定訴訟記録法

(目的)

第一条 この法律は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に關し必要な事項を定めることを目的とする。

者にその旨を通知しなければならない。ただし、請求に係る保管記録が再審保存記録として保存することとされているものであるときは、その旨の通知をすれば足りる。

第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官(以下「保管検察官」という。)が保管するものとする。

2 前項の規定により保管検察官が保管する記録(以下「保管記録」という。)の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

3 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。

(再審の手続のための保存)

第三条 保管検察官は、保管記録について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

2 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四百四十条第一項の規定により選任された弁護人は、保管検察官に対し、保管記録を再審保存記録として保存することを請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、保管検察官は、請求に係る保管記録を再審保存記録として保存するかどうかを決定し、請求をした

(保管記録の閲覧)

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。

三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。

四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。

五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉

又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。

3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。

4 保管検察官は、保管記録を閲覧させる場合において、その保存のため適当と認めるときは、原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本を閲覧させることができる。

(再審保存記録の閲覧)

第五条 保管検察官は、第三条第二項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならない。

2 前条第一項ただし書及び第四項の規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

3 保管検察官は、學術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(閲覧者の義務)

第六条 保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

(閲覧の手数料)

第七条 保管記録又は再審保存記録を閲覧する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(不服申立て)

第八条 第三条第二項の規定により保存の請求をした者(同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。)又は第四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五条第一項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に關する処分不服があるものは、その保管検察官が所屬する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

2 前項の規定による不服申立てに關する手続については、刑事訴訟法第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(刑事参考記録の保存及び閲覧)

第九条 法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に關する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。

2 法務大臣は、學術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第四条第四項及び第六条の規定を準用する。

3 刑事参考記録について再審の手続のため保存の必要があると認められる場合におけるその保存及び閲覧については、再審保存記録の保存及び閲覧の例による。

昭和六十二年五月二十六日 衆議院會議録第二十二号 刑事確定訴訟記録法案及び同報告書

4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。
(法務省令への委任)

第十條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律(以下「本法」という。)は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 刑事被告事件に係る訴訟であつて本法施行の日(以下「施行日」という。)前に終結したものの記録については、本法施行の際現に保管されているものに限り、本法の規定を適用する。

第三條 前条の場合において、大審院のした裁判の裁判書については、本法施行の際現に保管検査官が原本に代えて保有するその謄本を当該裁判書とみなし、原本は最高裁判所が保存するものとする。

第四條 附則第二條の場合において、施行日から六月を経過する日前に第二條第二項の保管期間

別表(第二條関係)

保 管 記 録 の 区 分	保 管 期 間
一 裁判書	
1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書	百年
2 有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判の裁判書	五十年
3 罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	二十年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)

が満了することとなる訴訟の記録は、施行日から六月を経過する日まで保管するものとする。
この場合において、当該訴訟の記録の閲覧については、第四條第二項第二号の規定は適用しない。

第五條 本法施行の際現に法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として保存している刑事被告事件に係る訴訟の記録は、第九條の規定による刑事参考記録とみなす。
(略式手続による訴訟の記録等に関する特例)

第六條 刑事訴訟法第六編又は交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)に定める手続による訴訟の記録であつて法務省令で定めるものに係る本法の規定の適用については、当分の間、第二條第一項中「当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官」とあるのは、「法務省令で定める検察官」とする。
(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第七條 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

- 4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違ひの確定裁判の裁判書
- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの
 - (二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの
 - (三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの
- 5 控訴又は上告の申立てについての確定裁判(1から4までの確定裁判を除く)の裁判書

6 その他の裁判の裁判書

二 裁判書以外の保管記録

- 1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録
- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの
 - (二) 十年以上の有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの
 - (三) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの
 - (四) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの
 - (五) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの
- 2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違ひの裁判により終結した被告事件の保管記録
- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの
 - (二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの
 - (三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの
- 3 その他の保管記録

刑事確定訴訟記録法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、刑事訴訟記録の訴訟終結後における適正な管理を図るため、その保管並びに再審査のための保存及び刑事法制等に関する調査研究の重要参考資料としての保存について必要な事項を定め、あわせてその閲覧に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 刑事被告事件に係る訴訟記録は、訴訟終結後は、当該被告事件の第一審裁判所に対応する検察庁の検察官が保管するものとし、その保管期間については、記録の種類及び確定刑の種類等に応じて定めるものとする。
- 2 検察官は、その保管記録について、必要があると認めるときは、職権で、又は再審査の請求をしようとする者等の請求により、その保

管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

3 保管記録について、その閲覧に関する手続を定めるとともに、閲覧制限事由を具体化するなどし、あわせて、再審保存記録について、その閲覧に関する手続を定めるものとする。

4 保管記録について再審保存記録として保存することを請求した者又は保管記録若しくは再審保存記録の閲覧の請求をした者であつて、検察官の保存又は閲覧に関する処分に不服のあるものは、裁判所にその処分取消し又は変更を請求することができるものとする。

5 法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとするとともに、学術研究等のため必要があると認める場合には、これを閲覧させることができるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、刑事被告事件に係る訴訟記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関する必要な事項を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十二年五月二十六日

法務委員長 大塚 雄司

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院会議録第十七号(一)中正誤

ペジ 段 行 誤

正

至〇 二 付帯決議

附帯決議

至一 末四

(行頭を一字上げる)

至三 四 末九 補助金

補助金

昭和六十二年五月二十六日 衆議院会議録第二十二号

一〇七四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三三三三
電 三三三三

一定価一部
一〇円部